

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給要件の変更について

緊急事態措置による営業時間の短縮要請に応じていただいた事業者に対する協力金については、原則、県が要請する全ての期間、時短営業に協力していただいた店舗単位に支給することとしていますが、感染拡大防止の観点から、特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件を変更します。

<特別な事情で1月14日から時短営業が困難な場合の支給要件>

現 行	変 更 後
遅くとも1月18日から2月7日まで時短営業をしていること (但し、定休日は時短営業日数から除く)	<u>協力開始日から2月7日まで継続して要請に応じていただければ、時短営業をした日数に応じて支給</u> (但し、定休日は時短営業日数から除く)

【参考】新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の概要

項 目	内 容
対 象 者	県の要請に応じて時短営業に協力いただいた店舗を運営する事業者
支給要件	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給 ※業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要
要請期間	令和3年1月14日(木)~2月7日(日) [25日間]
対象施設	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち、食品衛生法上の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けている飲食店(酒類を提供する店に限定しません)
支 給 額	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※要請期間が終了した2月8日以降、受付開始。